

# 児童虐待等死亡事例検証報告書

【平成25年7月発生死亡事例 概要版】

平成26年12月

宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会

## [ 目 次 ]

1 検証の目的	· · · ·	1
2 検証の方法	· · · ·	1
3 事例の概要	· · · ·	1
4 明らかになった問題点・課題	· · · ·	2
5 問題点・課題に対する提言	· · · ·	4
(参考) 検証組織等	· · · ·	7
(別紙) 宮崎県社会福祉審議会運営要領	· · · ·	8

## 1 検証の目的

平成25年7月に本県で発生した5歳の幼児の死亡事例について、事実関係を調査し、死亡した幼児及び当該世帯の視点に立って発生要因の分析を行い、再発防止の方策を提言するものである。

なお、この検証は特定の機関や個人の責任の有無を追求するものではない。

## 2 検証の方法

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について（平成20年3月14日付雇児総発第0314002号）」に基づき、宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会において、次のとおり検証を行った。

- (1) 本事例は、児童相談所や地元自治体への事前の通告・相談等がなく、行政の関与が乏しい事例であったため、亡くなった幼児の兄が通っていた学校や医療機関等から、当該世帯に関する情報を収集し、整理を行った。  
なお、関係機関への情報収集は、検証部会の事務局（宮崎県こども家庭課）と児童相談所で編成した検証部会作業チームが行った。
- (2) 整理した世帯の情報を基に、児童相談所及び地元自治体のヒアリングを行い事実関係を明らかにするとともに、当該事案が発生した原因の分析、問題点・課題の抽出等を行った。
- (3) 検証部会は、調査結果に基づき、組織などの体制面の課題、対応・支援のあり方など運営面の課題、地域の児童福祉の提供体制及び当該事例の家族の要因等を明らかにし、再発防止に向けた方策についての提言をまとめた。
- (4) 検証については、プライバシー保護の観点から非公開としたが、検証結果については、再発防止のために報告書として取りまとめ公表することとした。

## 3 事例の概要

### (1) 概要

平成25年7月22日正午頃から午後11時30分頃にかけて、父親が自宅において、5歳の次男（以下「本児」という。）の全身を殴る、蹴るなどの暴行を加え、翌23日未明に本児が浴室に倒れているのを勤務明けの母親が発見した。

本児は外傷性ショックにより死亡しており、父親は、同日、傷害致死容疑で逮捕され、8月13日には傷害致死罪で起訴された。26年2月21日懲役8年の実刑判決が下された。

### (2) 家族の状況（年齢は事件当時）

父親	44歳	無職
母親	34歳	飲食店勤務
兄	7歳	
◎本児	5歳	

### (3) 経緯

- H20. 1. 26 本児誕生  
予定より1～2週間早く出生（出生時体重2,680g）
- H20 当世帯が祖父母宅の隣室に転居
- H23. 4 本児が兄と同じ幼稚園に入園
- H23 父親が病気により退職（以降無職）
- H23. 10 母親は兄、本児を祖父母宅に預け就労を開始
- H25 本児、兄とともに幼稚園を退園
- H25 本児の保育所入所を市役所に相談したが、幼稚園を勧められ断念
- H25. 5 隣宅に住む祖父母が転居
- H25. 7. 22 父親が自宅において本児へ暴行
- H25. 7. 23 前日夕方から仕事に出かけていた母親が、午前3時頃に帰宅し倒れている本児を発見（死亡が確認される）  
県警が父親を傷害致死容疑で逮捕
- H25. 8. 13 宮崎地方検察庁が、父親を傷害致死罪で、宮崎地方裁判所に起訴
- H26. 2. 21 宮崎地方裁判所が、懲役8年の実刑判決

## 4 明らかになった問題点・課題

### 1 児童虐待、通告義務についての広報・啓発

#### (1) 人的なつながりを持った広報・啓発

母親は父親の本児への虐待を誰にも相談できなかった。また、母親は父親からDVを受けていたがどこにも相談できなかった。

児童虐待の防止に係る広報・啓発には、県も市も取り組んでいるが、経済的な理由や家庭環境等により困っている世帯には、それらの広報に目を向ける余裕が無く、相談窓口等の情報が必要な人に届いていないことが考えられる。地域における民生委員・児童委員や保健師、地域住民等の人的なつながりを持った広報・啓発が求められる。

#### (2) 虐待のメカニズムの注意喚起を促す広報・啓発

本児は父親からの身体的暴力や、兄との差別的取扱などの心理的暴力、家族の外出時にも1人だけ家に取り残されるといったネグレクトを受けており、精神的にも身体的にも相当の苦痛があったと推察される。平成25年7月には、遺尿をするようになり、そのことで父親の虐待がさらにエスカレートしていったが、遺尿の要因も虐待にあったのではないかと考えられる。

虐待のメカニズムとして虐待が重篤化していく負のスパイラルについて、子育て中の親に対して注意喚起できるような機会や方法が必要である。

#### (3) ためらわずに通告することを促す広報・啓発

事件が起きた後に、当該世帯から泣き声が聞こえたとか、最近本児を見かけなかったといった声が近隣住民から聞かれており、虐待の兆候を感じていた住民もいたものと思われるが通告に結びつかなかった。

子育て世帯に対して地域で見守りを行う気運の醸成や、虐待ではないかと感じたらためらわずに通告することを促すような広報・啓発等を考える必要がある。

## 2 健診等を受診していない家庭の状況、保育園や幼稚園に行っていない児童の状況の把握

### (1) 健診等の未受診者のフォロー

本児は三歳児健診を受診しておらず、市保健所が送付した受診勧奨のハガキに対しても返信していなかったが、当時は幼稚園に通っていたこと等の家庭の状況から、市としてはそれ以上の対応はしていない。しかし、時期を同じくして、父の病気による失業、それに起因する経済的困窮から、本児は幼稚園を退園しており、関係機関の関与がないことから世帯の状況を正確に把握することはできなかった。

健診等の未受診の世帯は何らかの問題を抱えている可能性が高いことから、未受診者で受診勧奨にも応答がない世帯に対しては、リスクが高いと考え個別にフォローをしていく必要がある。

### (2) 要保護児童対策地域協議会への情報提供

当該世帯は、平成23年に父が病気により無職になり、経済的な理由から本児の幼稚園での就園が困難になったため、保育料を滞納したまま退園している。

当時の幼稚園では、その時点で地区担当の民生委員・児童委員に世帯の情報をつなぎ、世帯の支援ができなかつたかと顧みており、市町村は母子保健担当課、児童福祉担当課、生活保護担当課及び教育委員会などが連携を図るなど、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）における関係機関の情報共有につながっていなかつた。

### (3) 孤立している児童の把握

本児は保育園や幼稚園に通うことができず、頼りとなっていた祖父母が転居により所在不明となってからは病院の受診もなくなり、社会との接触が絶たれた状態になっており、事件前に本児の姿が見られないといった情報が行政機関に寄せられることはなく、兄の通う学校でも本児の存在に着目することはなかつたことから、家庭の中で本児が孤立していることが周囲に伝わらず、結果として虐待死につながっている。

このように、保育園や幼稚園にも行っておらず、家庭で孤立しているような就学前の児童をどのように把握して支援につなげるかが課題である。

## 3 地域で孤立している子育てに不安を抱える家庭の支援

### (1) 行政の相談窓口における支援

当該世帯は、平成25年に本児を保育園や幼稚園に通わせたいとの思いで市に相談を行っているが、当時の就労状況や経済的理由から断念しており、その後の孤立化につながっていた。

保育所や幼稚園の入所相談は、行政として子育てに関する悩みを受け止

める絶好の機会であり、その時点で、地区担当の民生委員・児童委員に世帯の情報をつないだり、生活保護の受給や兄の就学援助など、適切な支援に結びつけることができなかった。

#### (2) 相談を行わない家庭への支援

虐待やDVは自らの家庭の中で行われるため、家庭の実情をさらけ出さたくないといった感情が働き、どこにも相談されない場合がある。どんなに啓発を行っても、当事者が相談しようと思わない限り、周囲が気づくのは難しいが、そのような家庭をどのように把握し支援を行うかが課題である。

#### (3) 地域で孤立している児童への支援

今回の死亡事例では、隣家の祖父母宅で養育されていた本児が、祖父母が転居して当該世帯に戻って暮らすようになった後、ごく短期間で虐待死につながっている。

この世帯では、父が病気により無職で在宅状態にあったこと、経済的に困窮して本児を保育園等に預けられなかつたことに加え、本児に対して、実子ではないのではと疑う感情や、父が嫌悪する祖母の口まねをする本児への憎悪に似た感情、兄のように振る舞えない本児への過度のしつけ等、様々な要因が本児の虐待につながっていた。

### 5 問題点・課題に対する提言

#### 1 児童虐待防止のための広報・啓発

本事案は、虐待を受けているのではないかと思われる子どもについて近隣住民が気づいていても、通告に結びつかなかつた。県や市町村は、住民に対し通告窓口等の周知を広く行うことにより、スムーズな通告につながるよう、今後も継続して広報・啓発を実施していく必要がある。

また、虐待を発見しやすい立場にある学校や幼稚園、保育所で働く全職員に対して通告に関する意識啓発を図るとともに、子どもを持つ子育て世代に対しても、虐待について学ぶ機会を確保することも必要である。

#### (1) 広報・啓発の継続的な実施

虐待の深刻化を防ぐためには早期発見が不可欠であるため、市町村広報紙等を通じ継続反復して、発見した人の通告義務や、通告先及び相談窓口について周知する必要がある。その際、通告した人の情報は秘匿されることや、通告は子どもを守るだけではなく、虐待している養育者も助けることにつながるという視点も併せて伝えることにより、ためらわずに通告することができるよう啓発する必要がある。

#### (2) 学校、幼稚園及び保育所等への研修の実施

市町村は、児童虐待を発見しやすい立場にある学校や幼稚園、保育所等に対し、虐待防止に関する研修等を実施し、虐待の早期発見や通告に関する意識の醸成を図る必要がある。研修の実施については、県がNPO法人に委託し実施している研修事業を活用するなどし、全職員が受講できるよう計画的で継続的な取組が必要である。

### (3) 子育て支援の場を活用した児童虐待防止

市町村は、児童福祉担当課及び母子保健担当課等の連携により、子育て支援センター等での子育て世帯に対する相談や指導の機会を通じ、子どもの行動の特徴、子どもとの接し方、しつけが虐待にエスカレートしていく負のスパイラル、虐待が子どもに与える影響等について学ぶことができるような取組が必要である。

## 2 リスクのある世帯の把握とその対応

要支援世帯については、市町村の要対協において情報の交換を行い必要な支援の内容について協議することとなっているが、現実には、要対協につながらないケースがある。その原因として、児童に関する各窓口の連携が不十分なことや、適正なリスク評価ができていないこと、虐待に対する経験が少ない場合や認識が希薄であること等が考えられる。これらの問題を解決するためには、次のような対策が必要である。

### (1) 児童に関する各部署の密接な連携

市町村は、虐待やその疑いのある世帯への対応や支援について、市町村要対協の調整機関である児童福祉担当課が中心となり、母子保健担当課や生活保護担当課、教育委員会などの児童に関する各部署と密接に連携し、情報を共有する具体的な仕組みや、支援のための役割分担を明確にしておく必要がある。また、市町村の児童福祉担当課は、関係部署が連携や役割分担等について共通の認識を持ち虐待防止に取り組むことができるよう、関係部署の連携を示した図や、役割分担表、事務処理のフローチャート等を整備し、活用を図って行く必要がある。

### (2) 児童福祉担当課のリーダーシップと職員の資質の向上

市町村要対協の調整機関である児童福祉担当課は、虐待防止に関する総合的な企画・調整を行う担当者を定め、関係部署の具体的な連携や役割分担等についての検討や、職員等を対象とした研究会・勉強会の企画等について積極的にリーダーシップを発揮するとともに、県が実施する児童福祉司任用資格講習会に職員を参加させる等により、職員の専門性の向上に取り組む必要がある。また、調整機関を支援するため、児童相談所は管轄地域の市町村要対協の現状を把握し、引き続き適切な助言を行う必要がある。

### (3) ハイリスク世帯への迅速な対応

乳児健診未受診世帯や予防接種未接種世帯、保育所にも幼稚園にも通っていない児童がいる世帯やひとり親で祖父母と同居していない世帯、夫が失業して困難を抱えている世帯、就学時健診未受診世帯等はリスクが高い可能性があることから、市町村は母子保健担当課、児童福祉担当課、生活保護担当課及び教育委員会などが児童福祉担当課を中心に連携を図り、迅速に児童及び世帯の状況について把握する必要がある。特に、未就学児童については体力もなく短期間に重篤化する懸念があることから、直ちに児童を確認する等の対応を行う必要がある。しかし一方で、マンパワーにも限界があることから、主任児童委員や民生委員・児童委員等の地域の人的資源を活用する等の方策を早急に検討し対応すること

が求められる。

(4) リスク評価のためのチェックシートの整備等

市町村は、児童に関する市町村の各窓口において、職員の虐待に関する知識や経験に左右されることなく、容易にリスク評価が行える簡便で統一的なチェックシートを整備し、各窓口で一次的な評価を行い、その結果を児童福祉担当課に送付する等の具体的な対策を行う必要がある。チェックシートについては、県において、児童虐待の対応マニュアルに簡便なチェックシートを示し、全市町村に活用を働きかける必要がある。

### 3 地域で孤立している子育てに不安を抱える家庭への支援

リスクのある世帯は様々な困難を抱えているが、各種の広報や案内にもかかわらず、相談に結びつかなかったり、経済的な問題で育児支援の各種サービスが受けられず、孤立したまま事態が重篤化する場合がある。このため、市町村においては、2のリスクのある世帯の把握のほか、国の補助事業を活用するなどして積極的に子育て世帯の状況を把握し、必要に応じ費用負担のない支援を行う次のような取組が必要である。

(1) 乳児家庭全戸訪問事業等による状況の把握等

乳児家庭全戸訪問事業や民生委員・児童委員の訪問活動等を活用し、より能動的に児童及び家庭の状況を把握し、指導・助言する取組が必要である。

(2) 養育支援訪問事業の活用

当該事業は、利用者負担がないアウトリーチ方式の子育て支援であり、保育所や幼稚園を利用できないリスクのある世帯についても、児童及び世帯の状況を直接確認しながら、適切な支援が実施できるものであり、積極的に活用を図る必要がある。

## 参考

### 1 検証組織等

別紙「宮崎県社会福祉審議会運営要領」のとおり。

### 2 検証の経過

#### (1) 宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会

第1回(平成25年8月23日)

- ・検証の目的の確認
- ・検証の方法、スケジュールの確認
- ・事例の概要把握

第2回(平成25年11月5日)

- ・児童相談所、市役所及び保健所、医療機関等からのヒアリング結果報告
- ・問題点・課題の抽出

第3回(平成25年12月24日)

- ・問題点・課題の整理
- ・提言の抽出

第4回(平成26年7月30日)

- ・提言の整理
- ・報告書(素案)取りまとめ

第5回(平成26年10月29日)

- ・報告書(案)取りまとめ

第6回(平成26年12月24日)

- ・報告書取りまとめ

#### (2) 調査

市役所、保健所及び医療機関等へのヒアリング

### 3 検証部会委員

宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名	備考
安東末廣	宮崎大学名誉教授	
小林睦代	主任児童委員	
高橋博	(社福) 宮崎県社会福祉協議会副会長	部会長
中村洋子	保健師	
花野典子	宮崎県立看護大学教授	副部会長
浜田恵亮	(財) 宮崎県健康づくり協会健康推進部長	
増田良文	弁護士	

## 別 紙

### 宮崎県社会福祉審議会運営要領

平成13年1月29日  
福祉保健部福祉保健課

#### (趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県社会福祉審議会条例（平成12年宮崎県条例第13号。以下「条例」という。）第9条の規定により、宮崎県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (副委員長)

第2条 条例第5条の規定による委員長の職務の代理を行う者として副委員長1人を置く。

#### (専門分科会)

第3条 専門分科会は、専門分科会長が招集し、議長となる。

2 専門分科会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、専門分科会を招集しなければならない。

3 専門分科会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

#### (副専門分科会長)

第4条 条例第7条第5項の規定による専門分科会長の職務の代理を行う者として副専門分科会長1人を置く。

第5条 委員は、いずれかの専門分科会に属するものとし、かつ、2以上の専門分科会に属することを妨げない。

第6条 民生委員審査専門分科会長及び児童福祉専門分科会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求め、当該専門分科会の決議に代えることができる。

2 児童福祉専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

#### (審査部会)

第7条 審査部会に審査部会長及び副審査部会長1人を置く。

2 審査部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によって、これを定め、副審査部会長は、審査部会長が指名する。

3 審査部会長は、審査部会の事務を掌理し、副審査部会長は、審査部会長に事故があるとき、その職務を行う。

第8条 第3条並びに第6条の規定は、審査部会の会議及び決議について準用する。

#### (処遇部会、検証部会及び再調査部会)

第9条 児童福祉専門分科会に、処遇部会、検証部会及び再調査部会を設ける。

2 処遇部会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項に規定する児童の措置等に関すること並びに同法第33条の12に規定する被措置児童等虐待に関する通告等及び同法第33条の15の通知等に関することについて、調査審議等を行う。

3 検証部会は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する重大事例について、調査研究及び検証等を行う。

4 再調査部会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項並びに第31条第2項に規定する重大事態について、調査報告等を行う。

5 処遇部会、検証部会及び再調査部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

- 第10条 処遇部会、検証部会及び再調査部会にそれぞれ部会長及び副部会長1人を置く。
- 2 部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定め、副部会長は部会長が指名する。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理し、副部会長は、部会長に事故あるとき、その職務を行う。

- 第11条 第3条の規定は、処遇部会、検証部会及び再調査部会の会議について準用する。
- 2 処遇部会、検証部会及び再調査部会の決議は、児童福祉専門分科会長の同意を得て、児童福祉専門分科会の決議とすることができる。
- 3 児童福祉専門分科会長は、処遇部会、検証部会及び再調査部会の決議をもって児童福祉専門分科会の決議としたときは、その直後に開かれる児童福祉専門分科会においてその旨を報告するものとする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる課又は出先機関が処理するものとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会に関するもの 福祉保健部福祉保健課
- (2) 高齢者福祉専門分科会に関するもの 福祉保健部長寿介護課
- (3) 児童福祉専門分科会並びに処遇部会、検証部会及び再調査部会に関するもの 福祉保健部こども政策局こども家庭課
- (4) 身体障害者福祉専門分科会及び審査部会に関するもの 福祉保健部障害福祉課

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は福祉保健部長が定める。

附 則

この要領は、平成13年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。